

## 日田市地域公共交通確保維持協議会規約

### (目的)

第1条 日田市地域公共交通確保維持協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び第27条の16の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進実施計画」という。）の策定及び実施に関する事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項

### (協議事項)

第2条 協議会は第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画及び利便増進実施計画の策定並びに変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画及び利便増進実施計画の実施の協議並びに連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画及び利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等の協議に関する事項
- (5) 路線の休止又は廃止に関する事項
- (6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (7) 前6号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 日田市長
- (2) 九州運輸局大分運輸支局長
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者（日田バス株式会社）
- (4) 日田市タクシー協会
- (5) 一般社団法人大分県バス協会
- (6) 一般社団法人大分県タクシー協会
- (7) 鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 住民又は利用者の代表
- (10) 大分県西部振興局

- (11) 大分県日田土木事務所
- (12) 大分県日田警察署
- (13) 日田市の交通施策関係担当部長
- (14) 学識経験者
- (15) その他日田市長が必要と認める者

### (会長及び職務代理者)

第4条 協議会に会長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は構成員の3分の2以上の出席（代理出席及び委任出席を含む。）により成立する。
- 3 会議の議決方法は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

### (幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

### (運賃料金部会)

第9条 協議会は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。

- 2 運賃料金部会は、道路運送法第9条第4項及び第9条の3第3項に定める協議会とする。
- 3 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
  - (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項
  - (2) その他運賃料金部会が必要と認める事項
- 4 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。
  - (1) 日田市長又はその指名する者
  - (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
  - (3) 九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者
  - (4) 住民又は利用者の代表
- 5 運賃料金部会に部会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。
- 6 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。
- 7 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 運賃料金部会の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。
- 9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに会長に報告するものとする。
- 10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

#### (分科会)

- 第10条 第2条第1項第1号に掲げる業務について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

#### (事務局)

- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、日田市地域振興部地域振興課に置く。
  - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
  - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (経費の負担)

- 第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

#### (監査)

- 第13条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
  - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

#### (財務に関する事項)

- 第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (協議会が解散した場合の措置)

- 第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

#### (委任)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成23年5月30日から施行する。
- 2 第6条本文の規定に関わらず協議会発足時の最初の委員の任期について、2年とあるのは、平成25年1月31日とする。

#### 附 則

- 1 この規約を、平成24年5月28日に改正する。
- 2 この規約を、平成26年2月10日に改正する。
- 3 この規約を、平成28年4月1日に改正する。
- 4 この規約を、平成29年2月21日に改正する。
- 5 この規約を、令和5年1月27日に改正する。
- 6 第6条本文の規定に関わらず令和5年1月27日規約改正時の最初の委員の任期について、2年とあるのは、令和7年3月31日とする。
- 7 この規約を、令和6年2月20日に改正する
- 8 この規約を、令和6年6月21日に改正する